弘前総合地方卸売市場内における
新型コロナウイルス対策に関するガイドライン

本ガイドラインは、弘果 弘前中央青果㈱職員をはじめとする青森県の農産物を取り扱う全ての市場関係者が己の使命と責任を自覚し、新型コロナウイルスから青森県産青果物のブランドを守るため遵守するべき事項を定めたものである。

令和２年７月14日

弘前総合地方卸売市場内における
新型コロナウイルス対策に関するガイドライン

目　　次

1.　市場内における感染予防対策
①換気の徹底
②社会的距離の確保
③清掃・消毒・体調管理
④休憩スペースの管理
⑤感染者の入場リスク抑制
⑥関係各社への感染予防策の周知徹底

2.　陽性者が発生した場合における衛生上の職場対応ルール
①職員が陽性者であると判明した場合の会社への報告に関すること
②職員が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関すること
③職場の消毒などが必要になった場合の対応に関すること

3.　プライベートにおける感染拡大防止対策
(1)一人ひとりの基本的感染対策
(2)日常生活を営む上での基本的生活様式
(3)日常生活の各場面別の生活様式

4.　市場の取組み内容の告知・情報開示による不安払拭方法
(1)特定の生鮮食料品、産地が対象となる場合
(2)特定の卸売市場で感染者が発生した場合

5.　指揮・命令系統
(1)新型コロナウイルス対策本部（常務会）
(2)安全衛生委員会

1.　市場内における感染予防対策

①換気の徹底

・換気設備を適切に運転・管理し、室内の換気に努める。

・窓やドアを定期的に開放する。

②社会的距離の確保

・マスクを着用する。

・咳エチケット（マスクがない時、咳やくしゃみの際にハンカチやティッシュで口、鼻を覆う）の徹底。

・人の間隔は、できるだけ 2mを目安に（最低 1m）適切な距離を確保するように努める。

③清掃・消毒・体調管理

・事務所に入る際にはアルコール消毒を行う。

・競売前には職員・買参人ともにアルコール消毒を行う。

・トイレについては、トイレの蓋がある場合には蓋を閉めて汚物を流すようにする。

・鼻水、唾液等が付いたゴミの廃棄は、ビニール袋に入れて密閉し縛る。

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を市場関係者がインストールし、感染者との濃厚接触の有無を確認する。

・出勤時に検温を行い、検温表（各課で管理）に記入する。

・同居している家族が感染したなど、感染者の濃厚接触者となった場合や、本人が感染拡大地域へ往来した場合、感染者と最後に濃厚接触した日または感染拡大地域での最終滞在日から起算して 2 週間は場内への入場を制限する。

・家族が感染拡大地域へ往来した場合、家族とは 7～14 日間別の部屋で過ごすなどし、家庭内での感染を予防する。

④休憩スペースの管理

・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。

・休憩スペースは、常時換気することに努める。

・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。

・職員及び関係者が使用する際は、定期的に消毒する。

⑤感染者の入場リスク抑制

・県外からの来社や、食品センターや土曜市などへの一般客の入場を感染状況に応じて制限する。

・感染状況に応じて競売へ参加する買参人の人数を制限し、見学者（バイヤー、生産者など含む）の入場を制限する。競売に参加、見学する場合は検温、消毒、マスク着用を徹底する。

⑥関係各社等への感染予防策の周知徹底

〇関係各社等への感染予防策

・競売に参加・見学する際は消毒、マスクの着用、検温を実施する。
・生産者が生産物の出荷で入場する際も、消毒、マスクの着用をする。
〇周知の方法
・市場関係者へ感染予防策の方法を説明した通知を配布する。
・社内に感染予防策のポスターを掲示する。
・ホームページ、ひろかだよりで周知する。

2.　陽性者が発生した場合における衛生上の職場対応ルール

①職員または市場関係者が陽性者等であると判明した場合の会社への報告に関すること

（1）ＰＣＲ検査等を実施することが決定した段階で、速やかに所属長に報告する。
また、検査の結果が判明した際には、その結果を速やかに所属長に報告する。
（結果が陰性であった場合も含む）

（2）報告を受けた所属長は、安全衛生委員会事務局に報告する。

（3）健康情報の取扱いは、必要最小限の関係者に限るものとする。

②職員または市場関係者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関すること

職員または市場関係者が陽性者等であると判明した場合には、濃厚接触者の自宅待機などの保健所の指示に従うとともに、保健所との窓口となる担当者を定める。

また、陽性者等の勤務状況や在籍する部署の座席表、フロアの見取り図を準備し、動線を確認しておく。

保健所より対応について指示があった場合、従業員に周知する。

③職場の消毒などが必要になった場合の対応に関すること

職場の消毒等については、保健所等により指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示が無い場合には、以下の方法によって実施する。

（1）消毒を行う箇所

・陽性者等が勤務した区域・・・売場、冷蔵庫、執務室等
パソコン、タブレット、電話、ＦＡＸ、コピー機などの電子機器、陽性者等の椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など陽性者等が接触したと考えられる箇所

・休憩所、更衣室、トイレなどの共有スペース
休憩所のテーブル、会議室の椅子やテーブル、更衣室のドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座など陽性者等が接触したと考えられる箇所

（2）消毒実施業者
みちのくキャンティーン株式会社弘前営業所へ連絡、その日のうちに消毒作業を済ませる。

3. プライベートにおける感染拡大防止対策

基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」（別紙参照）を定着させる。

（1）一人ひとりの基本的感染対策

①身体的距離の確保

②マスクの着用、咳エチケットの徹底

③こまめな手洗い

④地域の感染状況に注意し、感染が流行している地域への移動の禁止

（2）日常生活を営む上での基本的生活様式

①「3 密」の回避（密集、密接、密閉）

②毎朝の体温測定、健康チェック

・発熱又は風邪の症状がある場合に所属長への連絡と自宅待機の徹底

・少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに所属長に連絡のうえ、保健所に問い合わせ

○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

○重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合（※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある方や透析をうけている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）

○上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が 4 日以上続く場合

（3）日常生活の各場面別の生活様式

①買い物

・通販も利用

・1 人または少人数ですいた時間に行き、レジに並ぶときは、前後にスペースを空ける

②食事

・持ち帰りやデリバリーも利用する

・真正面での対面は避ける

③娯楽、スポーツ等

・公園はすいた時間、場所を選ぶ

・すれ違うときは距離をとるマナー

④冠婚葬祭などの親族行事

・多人数での会食は避ける

・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

4.　市場の取組み内容の告知・情報開示による不安払拭方法

・特定の生鮮食料品等や産地への風評被害　→　該当する生鮮食料品等が取引されなくなる懸念

・市場関係者から感染者が発生　→　その市場を経由した生鮮食料品等全体に風評被害が発生する懸念

（1）特定の生鮮食料品、産地が対象となる場合

国（農林水産省、食品安全委員会、厚生労働省）や各種保健機関による安全性に関する見解を、ＨＰやひろかだより等で周知し、生鮮食料品等に対する風評被害の発生を防止する。感染爆発が起こった場合、マスコミにも協力を依頼するなどして、周知のさらなる徹底を図る。

（2）特定の卸売市場で感染者が発生した場合

市場における感染拡大防止の取組み等を広報し、市場を経由した生鮮食料品等の安全性に対する、産地や買参人、消費者などの理解を求める。

感染者が多数発生した場合には、感染拡大防止策を充実させ、より一層の安全性を確保した上で、マスコミにも協力を依頼するなど、手厚い広報を行うことで、生産者や買参人、消費者の市場離れを防ぐ。

5.　指揮・命令系統

（1）新型コロナウイルス対策本部（常務会）

ウイルス感染状況などを総合的に鑑み、感染防止のための段階的な制限の目安を参考に「市場内業務等の制限」を発令する

（2）安全衛生委員会

新型コロナウイルス対策本部に対する答申を行う。又、発令された「市場内業務等の制限」の実施に向けて現場でのリーダー的役割を担う。

弘前総合地方卸売市場内　新型コロナウイルス感染防止のための段階的な制限の目安

※あくまでも目安です。

※現状がどの感染状況か、また、具体的な対策は感染状況及びその傾向（拡大・縮小）をふまえ、新型コロナウイルス対策本部（常務会）でこの目安を参考にしながら総合的に判断し、全ての市場関係者に周知をはかる。

No.	感染状況	プライベート	場内各社		県境移動		入場者				競売		
		外出	会議・イベント	勤務形態	出張	来社	取引業者	運送業者 （県外経由）	生産者 ・ 運送業者	一般客	セリ人	買参人	視察 ・ 見学
1	県外一部地域での発生拡大	可 （発生拡大地域を除く）	県などの段階的緩和目安を参考	市場内における感染予防対策全てを実行 ①換気の徹底 ②マスク着用 ③消毒・検温 ④休憩スペースの管理	原則 不可	原則 不可	消毒 マスク	消毒 マスク	消毒 マスク	消毒 マスク	マスク	消毒・検温 マスク	消毒・検温 マスク （2週間前に申請）
2	県内での新規感染者が発生 （県内での感染リスクは抑制されている）	3密となるハイリスク場所は不可	50人以下のものは可	〃	〃	〃	消毒 マスク	消毒 マスク	消毒 マスク	消毒 マスク	マスク	人数制限 （りんご） 消毒・検温 マスク	〃
3	県内での感染拡大 （感染リスクが高い）	自粛 （生活に必要なものを除く）	原則不可	時差勤務 交代勤務 市場内における感染予防対策全てを実行 （マスク着用は常時）	不　可	不　可	消毒 マスク（常時） 検温	消毒 マスク（常時） 検温	消毒 マスク（常時） 検温	原則不可 （食品センターは原則可）	マスク（常時）	〃 （マスク着用は常時）	不　可

※感染状況に加え、県など行政の判断に従い対応する。

※本目安は、新型コロナウイルス対策本部（常務会）が発令する「市場内業務等の制限」を決定するための、参考として活用します。

「新しい生活様式」の実践例

（１）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

□人との間隔は、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空ける。
□遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
□会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
□外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
□家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
□手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※　高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

□感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
□帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
□発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
□地域の感染状況に注意する。

（２）日常生活を営む上での基本的生活様式

□まめに手洗い・手指消毒　□咳エチケットの徹底　□こまめに換気
□身体的距離の確保　□「３密」の回避（密集、密接、密閉）
□ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

（３）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

□通販も利用
□１人または少人数ですいた時間に
□電子決済の利用
□計画をたてて素早く済ます
□サンプルなど展示品への接触は控えめに
□レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

□公園はすいた時間、場所を選ぶ
□筋トレやヨガは自宅で動画を活用
□ジョギングは少人数で
□すれ違うときは距離をとるマナー
□予約制を利用してゆったりと
□狭い部屋での長居は無用
□歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

□会話は控えめに
□混んでいる時間帯は避けて
□徒歩や自転車利用も併用する

食事

□持ち帰りや出前、デリバリーも
□屋外空間で気持ちよく
□大皿は避けて、料理は個々に
□対面ではなく横並びで座ろう
□料理に集中、おしゃべりは控えめに
□お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

□多人数での会食は避けて
□発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（４）働き方の新しいスタイル

□テレワークやローテーション勤務　□時差通勤でゆったりと　□ オフィスはひろびろと
□会議はオンライン　□名刺交換はオンライン　□対面での打合せは換気とマスク

※　業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

【相談窓口】

○厚生労働省の電話相談窓口

・電話番号　０１２０－５６５６５３（フリーダイヤル）

・受付時間　９：００～２１：００（土日・祝日含む）

○青森県　新型コロナウイルス感染症コールセンター

新型コロナウイルス感染症に関する感染症の特徴や予防方法など、一般的な相談や問い合わせを受け付け

・電話番号　０１２０－１２３－８０１（フリーダイヤル）

・受付時間　24 時間対応（土日・祝日含む）

○青森県内各保健所「帰国者・接触者相談センター」窓口

保健所名	電話番号	管轄市町村名
弘前保健所	０１７２－３３－８５２１	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町
五所川原保健所	０１７３―３４―２１０８	五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
青森市保健所	０１７－７６５－５２８０	青森市

【消毒実施業者】

みちのくキャンティーン株式会社　環境弘前サービスセンター

・電話番号　０１７２－５５－７６４４